市報 あくね

第153号

編集と発行
阿久根市総務課
TEL（代表）450
印刷所
有限会社 福崎印刷所

昭和34年11月1日発行

NHK第2放送開始

NHK阿久根放送局は開局以来オ1放送だけを出していましたが先月末からオ2放送も出すことになりました。

1470KC

11月のこよみ

1日 狩猟解禁
灯台記念日
自衛隊記念日
3日 司法週間（7日）
教育文化週間（7日）
文化財保護強調週間
5日 文化の日
公明選挙強調週間
8日 市定例議会
15日 立冬
23日 七五三
勤労感謝の日
小雪・
26日 火災予防週間（12・2）
中旬 九州一週駅伝

新市建設計画はじまる

今後の阿久根市発展のほね組

合併当初の計画を再検討して

……現在市では、新らしい新市建設計画の準備に全力をあげて……取くんでいます。資料の収集、統計表の作成については……市民の皆さん方のところに出向いて、お手数をかけ協力を……お願いしていますが、こゝにその新市計画のあらましを説……明して、さらに今後のご協力をお願いしたいと思います。……

来年度から五カ年間の實施計画と十カ年間の基本計画

昭和30年4月10日、町村合併促進法に基いて、三笠町を合併し市民の福祉と市勢の飛躍的な発展を目ざして力強く発足してから4年6ヵ月余り、強化された財政力と市民の皆さん方の協力によりまして着々成果とあげつゝあります。

しかし合併当時基本方針として樹立された組織と運営の合理化、恵まれた環境と資源の開発活用などを目的とした建設計画も年々急速に伸展する交通、産業、経済、文化の変化に従い当然当初の計画も変更しなければならなくなつてきました。

国と地方自治体との財政関係にもあらゆる角度から再検討と制約が加えられ、これまで合併市町村に与えられてきた、国の補助金、起債などの恩典もそれぞれ地域の実情を綿密に調査究明し、周到な判断の下で計画されたものでなければ認可、許可が得られないものとなつてきました。

と同時に昭和31年6月には、「新市町村建設促進法」ができ、阿久根市でも従来の建設計画を調整し昭和35年度から5ヵ年間の実施計画と、同じく35年度から向う十カ年間に亘る基本的計画を樹てるよう指定されています。

この新市建設計画は、これからの五カ年ないし十カ年間の市政のほね組をつくり、それを母体としてあらゆる市民福祉、市勢発展の施策が実施されるわけであります

地域の特性を生かして全般の生産の向上を

合併当時の計画は、合併前にそれぞれの立場をもつ二つの市、町が協議して定めたものであり、新市として全般的な観点から再検討の必要があり、それを調整しつゝそれぞれの地域の特性を生かしつゝ、地域全般の生産性の向上をはかり、住民の所得、生活および文化水準を高めていくことです。

そのためには、単なる思いつきでなく、過去をふり返り、現実の上に立つて計画的に遂行していかねばならないものです。

それにはまずつぎのようなことを基本の方針としています。

1. 国や県の総合開発計画と連携を保ち、現在市が進めている各種の計画との調整を行う。
2. 市民の福祉が、地域、業態を通じて相互の均衡を保つて和の一体性を期する。
3. 各産業経済団体、教育文化団体などの各種団体が分担協力が確保されるよう配意する。
4. いたずらに総花的な計画を避けまた漫然他の援助に依存することを排して、実情に即した生産基盤に重点をおく。

計画をたてるには

基礎調査として、
1. 地勢、気象、人口、土地、水面などの条件、構造などの調査、
2. 産業、公共団体、所得などの状況調査
3. 土木、交通、教育、文化、福祉衛生などの調査を徹底的に行う
4. 財政および金融の状況を調査して計画樹立の資料とする。

以上の資料をもとにして、各地区各層の希望意見を聞いて参考とし、また専門家の意見もきいて最後に審議会委員に諮問することになります。

この新市建設計畫を諮問する審議会の委員は、各階層から選任された18名によつて構成されております。

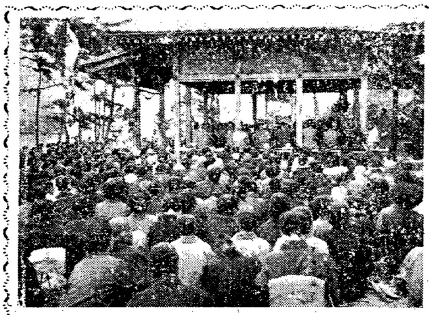

護国神社秋の例祭

市内の遺族集つて慰安会も

護国神社 秋の例祭は、先月15日戸柱山の護国神社で盛大に行われました。当日は 市内の全遺族の方々が集つて 英霊をなぐさめ、終つて地元有志による遺族慰安の演芸会に 楽しい一日をおくりました。

あなたはもれていませんか

選挙人名簿の縦覧 11月5日～19日

11月5日から11月19日までの15日間本年度の基本選挙人名簿と漁業調整委員名簿の縦覧を市選挙管理委員会（市役所）で行つています

この名簿はさきに皆さん方に申告していただいた書類をもとにして調整したものですが、もしおちていたり、わすれて申告していない人があつたらたいへんです。

それはこの名簿は来年度中に行われる全部の選挙のもとゝなる名簿でもしそうゆうことがあれば投票することができないからです。

ですからもう一度よくたしかめて、おちていたり、間違つていたら縦覧期間中の19日までに申し出て訂正してください。

19日をすぎた後は訂正できませんのでそのまゝこの名簿は確定してしまうわけです。

縦覧の期間は、日曜や祭日も休まず、毎日、午前9時から午後5時まで、おみせすることになつています。

脇本地区の方へ!!

土地台帳の閲覧や資産証明は市役所で

先月10月1日から、法務局三笠出張所（登記所）が廃止となり、阿久根出張所に統合されて現在すでに脇本地区の登記事務も全部阿久根出張所で処理されています。

それにつれて市では、今まで三笠支所に保管されていた同地区の土地台帳は現在全部市役所税務課へ移転してあります。

これにともない、今後脇本地区の方々の土地台帳の閲覧や、資産証明などはすべて市役所でなければ行えなくなりました。

しかし、いちいち市役所までお出になれない人や、いそがしい人は、今までどおり支所で証明の手続きを済ませれば、市役所と連絡の上証明書をつくることにしてありますので安心して利用してください。

〝愛の贈物〟有難う

▲災害者に真心の品品▼

さきの5号および14号台風による市内の被災者、および今度の伊勢湾台風による被災者への暖いおくりものが多数よせられています

こゝに市民の皆さん方に報告するとゝもに、あわせて贈り主の方々に心からお礼申し上げます。

◎大川中生徒会　衣類文房具　二、八八九円
◎阿久根商高校　衣類文房具　五〇点
◎友塚ミヤ（鶴）　一、〇六一円
◎新町子供会16班　衣類文房具　六〇点
◎日赤　四六四円
毛布　二二枚
洗面具　二二組
タオル　七枚
粉乳　九袋
◎キリスト教阿久根教団
粉乳　二四罐
小麦粉　四〇袋
伊勢湾台風の分
◎市内一般義損金　二七、五九三円
（10月22日現在）

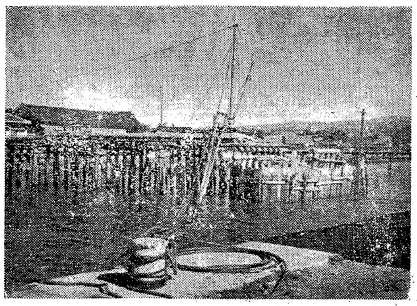

〝港橋〟架替工事順調

＝ 明年3月には完成 ＝

港へ通ずる重要な役目を果す 港橋は老朽のため先月から架替工事を急いでいますが 工事は順調に進み、明年3月中には完成される予定です。 工費は約2000万円 市の負担分350万円となつています。

県民手帳ができました

〝35年版 70円〟

県統計協会発行の、35年版の県民手帳ができました。

この県民手帳は、鹿児島県のことなら一応すべての資料を集めた日記式の手帳で、ビニールクロスのもので一部70円です。

現在市総務課に現物がありますので希望の方は早目に申込んでください。

（主な内容）
年間行事予定、年間日記、七曜表、年令早見表、県地種別面積、県人口の推移と密度、累年別県内生産所得、県会計、生徒見童幼児の年令別体重身長の平均、市部別ラジオテレビ数台風の対災額、県選出衆参両院議員一らん、県議一らん、官庁一らん、県庁部課一らん、主要団体、金融機関、報道、公益団体一らん、郵便電報料金表、慶弔報酬略字表、度量衡換算表、全国各県との、比かく、市町村勢一らん、当用漢字、衛生メモ紙の寸法、住所録、市町村図。

引揚者給付金の請求は今年中に

引揚者の皆さん、引揚者給付金の請求手続はもうすましましたか

この請求の期限は来年の3月末までとなつていますので、これを過ぎると時効にかゝります。

もしまだすんでいない人は遅くも今年いつぱいには手続きをすませてください。

兵役関係の応召などによつて、復員された人なども、よくしらべると該当者となる場合がありますので、せつかくの受給権を失われないように特にお願いします。

くわしいことは、市福祉事務所か、外資同市支部へ相談してください。

おくやみ

10月分

松木末次郎 68（脇、本）
山元オモク 45（〃、〃）
瀬野浦早助 86（〃、〃）
福田 仙吉 42（西 目）
永井野センガメ 73（山下）
落 伊三次 74（西 目）
若松チヨマツ 82（大 川）
川畑 末男 0（大 川）
池田 ヨ子 73（波 留）
寺地エミ子 33（大川）
東園新左衛門 65（西 目）
寺地 堅吾 3（大 川）
牛之浜末吉 71（〃 〃）
花木 須江 81（〃 〃）
植村 ワサ 58（山 下）
田原 乙助 74（鶴川内）
羽田 善蔵 79（〃 〃）
落 往高 25（西 目）
松永 久麻 91（大川）
奥喜左衛門 79（山 下）
中野 恵子 1（山 下）
富永 ユミ 40（琴平町）
宮原 フチ 91（鶴川内）
渡辺 岩衛 66（西目）
尻無浜藤次郎 62（大 川）
国雄（脇、本）
利栄（〃 〃）
一恵（〃 〃）
キヤ（〃 〃）
直衛
幸市
厚
福太郎
カメ
五助
ツル
季志
庄助
スソノ
広
次丸
千春
進
実義
金助
徳義

市政だよりを聞きましょう

MBC 1560KC
11月8日・22日 午前6時10分

飼料・切干・貯蔵に重点

＝甘しよの安価対策は＝

今年は甘しよは非常に豊作だといわれていますが、また値も安く農家の方々に不安を与えています。これは現在のように澱粉の原料だけに向けている以上は、生産量が多くなり、澱粉消費の見遠しが悪くなると取引の原則により、原料甘しよの方は安くなるのは当然です。

そこで今年の甘しよの処理、販売にはつぎのようなことを考えていたゞきたいと思います。

計画出荷　まず澱紛原料として出される場合は工場の一日消費量には限度がありますので、工場の要求量とにらみ合せて、農協で集荷計画を立て、各小組合毎に出荷量を示してありますのでそれによってください。最盛期に一度にどっと出荷してもたゞついて安値の原因になります。

共同販売の強化　農産物の販売は個別々の売方では、生産者の不利となることが多いものです。

とくに甘しよの販売は従来のやり方では価格の下落を一層助長する結果となります。各生産農家が一丸となって、農協を信頼して、農協に一任することが最も大切です。

干切加工　切干甘しよの価格は大体昨年並にみといわれていますので、出荷調整をはかる面からも、販売量の二割三割程度は切干しとして加工することが賢明な策であると思いますこれは是非実行すべきでしょう。

貯蔵の励行　貯蔵もまた出荷調整の面からしても大事なことです。

一月以降の、焼酎、アルコール原料用として有利に販売することが望ましいことです。

畜産飼料　安い甘しよを無理して売るよりつりつぶして甘ずると混ぜて、サイロ詰めとしておき、牛や豚の濃厚飼料として使用すれば、かたちを変えた現金収入が得られ最も有利な甘しよの利用方だといえます。

規格を厳守　物の足りなかったときと違い、検査を厳重にし、容量などは規定通りにしなければ生産者の立場は益々不利となります。

土砂などの混入には特に注意してもらいたいものです。

空気銃も〝免許〟で

!! 狩猟で注意したいこと !!

今年もまた狩猟解禁の時季になってきました。

狩猟をするには、いろいろな手続や制限がありますが、昨年は特に狩猟法の一部が改正されて、空気銃の狩猟が登録制から免許制にその資格も18才から20才以上に引上げられるなどの改正が行われています。

狩猟をされる人はもよりの農林事務所か警察署に問い合せるなどして間違いのないよう、このシーズン中無事故で楽しい猟が行われるようにしてください。

空気銃は丙種免許

今までは、空気銃を使用して狩猟する場合は狩猟登録を受けるだけでよかったのですが、昨年から丙種免許を受けなければならないことになりました。

甲種免許　網、なわなどによる狩猟

乙種免許　空気銃以外の銃器による狩猟

丙種免許　空気銃による狩猟

免許資格は20才以上

この免許は20才以上でなければ狩猟免許はとれません。

従って未青年者が空気銃で狩猟することは違反になります。

免許には講習が条件

狩猟免許を受けようとする人は県で行う狩猟者講習会に出席して狩猟に関する法令、鳥獣の判別獲具の取扱いなどについて講習を受けなければなりません。

この講習会を受けなければ免許を受ける資格がないことになります。

違反すると免許は取消

狩猟免許を受けた人が、狩猟関係法令に違反したときは、知事はその免許を取消すことができることになります。

免許を取消されると、取消された後二年を経過しないと再び免許を受けることができなくなります

銃には必ずおおいを

事故防止のため、猟場や、射撃するときのほかは必ず弾をぬき取り、おおいをかぶせるか、容器に入れなければ持運びはできません

お互いに違反のない、事故をおこさないように持に注意していただきたいものです。

定期監査結果公表

去る7月6日から、同年8月31日まで15日間、建設課所管の事務事業を中心に33年度の実績について監査を行った。

今回の監査において特に重点をおいたことは、土木地事業の単独事業で、前年度定期監査において指摘したことが確実に改善されているかどうかであった。

結果および意見

◎機構について

庶務、土木、建築、水道の五つの係制になっているが、職員配置の状況を検討した場合一般職の職員一六名に対し臨時職員六名となっていることは適正な職員配置とは認められない。

すなわち重大な建築行政において僅かに技術更員一名で他は臨時の事務も復雑を極めるとき専属の職員一名の配置であること。

さらにこゝに指適すべき点は、失対事業の事務補助と称する臨時傭人五名の中三名が公金の取扱に任している点である。

この公金は何れも毎日就労者の賃金支払に要する前渡金であり出納員たる事務更員の責任によって取扱われているのであるがこれは明らかに地方自治法に低触するので至急改善せられたい

◎予算執行の状況

市単独工事の土木工事において比較的効果の上らない橋染を架設したもの、耕地事業における不当で必要以上にぜいたくな工事の施行などがあった。

なお単独工事の検収事務が一般に形式であったゝめ不経済な支出と認められる点もあった。

本課の取扱う収入事務は正当であり帳簿の整理も良好であるが、33年度会計の出納閉鎖期における住宅使用料の滞納額は現年度五四九〇〇円　過年度分六、三八一四円であり、その中最高滞納額四四四〇〇円　というものもある、これは昨年指摘した事項であって極めて遺憾である。

◎物品財産管理の状況

失対工事現場における工事用原材料の保管状況は良好であった。

今回監査の対象にした山下、脇本の市営住宅は、PTAが教員住宅として建築したものを、市が寄附採納したものである。山下の住宅は維持修繕の状況は概ね良好であった。脇本の住宅では障子不足雨もりのあと、板塀の破損がはなはだしく至急修繕の必要がある。

◎契約及び検収の事務執行

契約の前提である事件決裁、予算の範囲内での入札事務などは関係法規どおり遺憾のない事務処理であった。

しかし市直轄事業における頃ま契約の締結については相当慎重なる考慮を要すべき点もある。条例によれば予定価格が十万円を超える工事は原則として随意契約を行うべきでないと解すべきであるに拘ず随意契約を行う点などである

◎工事の実施状況

(1)設計書は各々工事ごとに作られ人的物的単価の歩掛は適当と認められた。

なお直轄工事の設計について指摘せんとする事項は、大丸道路改修工事である、すなわち、水路を無断占用し不当建築した住家の部分をこと更設計より除外したことは全く諒解に苦しむところである。しかして本工事は所期の目的たる道路改良の事業を完遂する事ができず放置されている状況である。

公権力の発動が不当な一市民の圧力に屈した点は、市土木行政の権威を失墜したものとして極めて遺憾である。

(2)竣工検査は検査員の善良な検査によってはじめて完璧を期せられるものであるが中には検収が形式にながれそのため工事の粗雑が認められるものがあった。

道路の巾が不足するもの。

石垣の材質が設計書通でなく野面石を使用してあるもの。

石垣工事の組漏なため、竣工後既に石垣が腹を出しているもの セメントの配合が悪く簡単に破壊されるもの。

側溝が不十分なもの。

その他切土盛の不足しているものなどである。とくに暗渠の設置を怠っているものに対し検査を終了し公金を支出したものもあり遺憾であった。

(3)現地における帳簿書類と市に提出した工事精算書の内容は必ずしも一致していない実情である。

特に数十万円による公金の受領によって施行した工事費の正当なることを立証する帳簿書類その他の証憑書の整備が至ってザンであり全く要領を得なかったところが一部落あったがこれは監査に対する誠意の欠除として極めて遺憾であった。

(4)折角施行された道路が工事の粗漏や維持管理の不行届のため災害を受け再度公金を支出したと認められるものもあったので今後監督検査について善処されることは勿論、道路の維持管理については特に遺憾なきを期せられたい。

◎補助団体の状況

市からの補助金は確実に収納されており、支出もその目的に従って行われており補助条件に違反するような点は認められなかった。

会計経理に関する事務の処理並びに帳簿及び証憑書の整理は概ね良好であった。

土地改良区の負担金の徴収は漸次良傾向あると認められるがなお相当額の未収があることは遺憾である。

これら団体に対する補助金の交付は毎年恒例的に行われておるが交付を受ける団体はこれを当然の権利と心得べきではない。

なお借入金の利子補助のみならず借入元金に対する補助は従来異例の措置として交付されてきたのであるが補助の要件たる地方自治法第二三一条による「公益上必要がある場合」の点については法的に充分研究の上遺憾なきを期せられたい。

ダンプカーなど三台を購入

今度市では、建設事業のいっそうの推進と、塵芥の処理を合理的に行うために、新らしく車三輪を購入しました。

その一台は五トン積のダンプカーで、特に道路の補修のための砂利散布などにめざましい働きをしています。（写真上）

一台は中型二トン積のトラックで建設事業などに働いていますが今までの大型のトヨツクの通らないようなせまい通路でも敏速に動いて、大いに働いています。（写真中）

あとのもう一台は、今まで馬車などによって、市内の塵や芥を集めていた作業を、全部この車によって行うことになっています。今度新築される予定の塵芥焼却場とともに市内の環境衛生は一段と向上することになるでしょう（写真下）

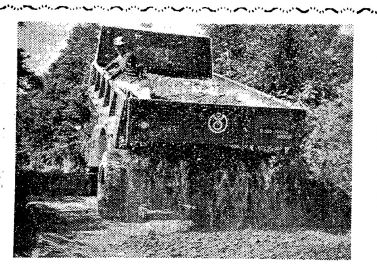

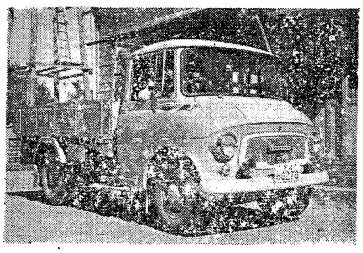

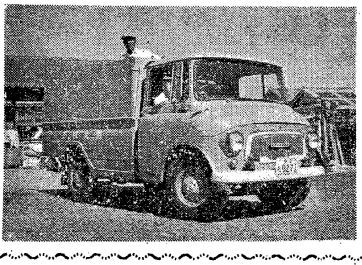

行政書士試験が行われます

本年度行政書士の試験がつぎのような要領で行われます。

希望の方は、あて先明記の返信用封筒と同封して、鹿児島市山下町県庁広報文書課へ問い合せてください。

1. 試験日　11月16日
2. 試験地　鹿児島市
3. 試験科目
(イ)行政書士の業務に関し必要な法令
(ロ)一般常識
(ハ)論文
(ニ)口答試験
(イ)高校卒業の人
(ロ)国、地公務員3年以上の人
(ハ)行政書士の補助に3年以上の人
(ニ)公団、組合など公共団体に4年以上行政事務に準ずる事務に従事した人
4. 受験資格
5. 願書期限　11月10日
6. 提出書類
(イ)願書
(ロ)受験資格の証明書
(ハ)履歴書
(ニ)写真（上半身手札型）年以内の

お知らせ!!

し尿汲取料金は

市内各家庭の便所の汲取は、業者の阿久根清掃者に許可して汲取業務に当らせていますが、その料金はつぎのとおりとなっています

汲取をしてもらうときは、今後できるだけ立会の上で行うようにしてください。
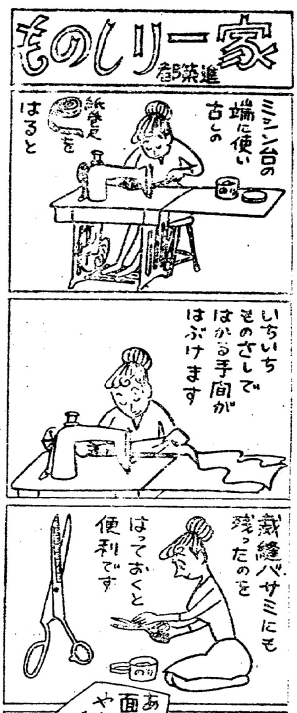
(イ)一八立（一斗）　一五円
(ロ)七二〇立(四石)以上一、八〇〇立(自動車一台)未満の場合は一八立(一斗につき一三円
(ハ)一、八〇〇立（自動車一台十石）以上の場合は一台につき　千円